議 会 第 ７ 号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和５年１０月１０日

提出者　　新発田市議会議会運営委員会
委員長　　湯　浅　佐太郎

新発田市議会議長　　宮　崎　光　夫　　様

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、２００２年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者５名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま２０年以上が経過しました。

政府認定の拉致被害者１２名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいまだ多数おられます。

新潟県では、拉致被害者５名のうち、横田めぐみさんと曽我ミヨシさんがいまだ帰国を果たしていません。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が６名おられ、現在も安否が分からぬままとなっています。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さん、田口八重子さんの兄・飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれています。

よって、国会及び政府におかれては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１０月１０日

新潟県新発田市議会

（　提　出　先　）
衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
外務大臣　様
拉致問題担当大臣（内閣官房長官）　様